

電気設備の技術基準の解釈の改正要請，同解釈への引用要請，
JESC 規格および民間自主規格の改定の審議について

日電規委 26 第 0011 号
平成 26 年 6 月 20 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、電気設備の技術基準の解釈の改正要請，同解釈への JESC 規格の引用要請，JESC 規格および民間自主規格の改定について，平成 26 年 8 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますのでお知らせいたします。ご意見のある方は，理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 発変電専門部会；電技解釈第 47 条の改正要請について
- (2) 配電専門部会；電技解釈第 125 条の改正要請について
- (3) 配電専門部会；JESC 規格 3 件（JESC E2007，E2008，E2011）の改定と引用要請について
- (4) 系統連系専門部会；「系統連系規程」（JESC E0019）の一部改定について

2. 案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) 発変電専門部会；電技解釈第 47 条の改正要請について

a. 改正を要請した委員会

発変電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 改正の趣旨，目的，内容等

現在，燃料・改質系統の圧力が 100kPa 以上の固体酸化物形燃料電池を設置している発電所は，常時監視をしない発電所としての運用を認められていません。今回，燃料・改質系統の圧力が 100kPa 以上となる固体酸化物形燃料電池発電設備について，電技省令第 46 条【常時監視をしない発電所等の施設】及び電技解釈第 47 条【常時監視をしない発電所の施設】の要件に対する適合性を確認した結果，常時監視をしない発電所としての運用が可能であると確認できたことから，電技解釈第 47 条の改正を要請するものです。

- (2) 配電専門部会；電技解釈第 125 条の改正要請について

a. 改正を要請した委員会

配電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 改正の趣旨，目的，内容等

電技解釈第 125 条【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】の現行規定では，低高圧地中電線と特別高圧地中電線との離隔距離を 0.3m としています。今回，電力中央研究所の実験に基づき，使用電圧が 170kV 未満で，地中電線を暗きよに施設する場合の離隔距離を 0.1m とする規定を追加する改正要請を行うものです。

- (3) 配電専門部会；JESC 規格 3 件（JESC E2007，E2008，E2011）の改定と引用要請について

a. 改定と引用を要請した委員会

配電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b. 改定と引用の趣旨，目的，内容等

次の JESC 規格は電技解釈に引用された規格であり，JESC 運営要領に基づき規定内容の見直しを行いました。

- ・ JESC E2007(2002)「35kV 以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」

- ・ JESC E2008(2002)「35kV以下の特別高圧電線路の臨時施設」
- ・ JESC E2011(2002)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」
その結果、平成23年7月の「電気設備の技術基準の解釈」の改正の内容等を反映しこれら JESC 規格を改定するとともに、それぞれ電技解釈第22条、第133条、第126条への引用要請を行うものです。

(4) 系統連系専門部会；「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定について

a. 改定を要請した委員会

系統連系専門部会(事務局：一般社団法人 日本電気協会)

b. 改定の趣旨、目的、内容等

「系統連系規程」(JESC E0019)は、分散型電源の系統連系関係の業務に従事される方々が系統連系に関する協議を円滑に進められるよう、「電気設備の技術基準の解釈」及び「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の内容をより具体的に示したものです。今回、次の事項を反映し、「系統連系規程」の一部を改定するものです。

- ・ 三相のパワーコンディショナを低圧系統に連系する場合の規定の明確化
- ・ 配電用変電所の逆潮流の制限に係る規定見直し

3. 改正要請と引用要請の提出予定

平成26年8月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。資料を電子データで送付することもできます。また、郵送による資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。

ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先、意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((一社)日本電気協会内)

電話 : 03-3216-0553 (内線270)

ファックス : 03-3216-3997

電子メール : JESCのHP(<http://www.jesc.gr.jp>)の「お問い合わせ」フォームから、お願いいたします。

所在地 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館4F

5. 意見提出期間

受付開始日：平成26年6月20日(金)

受付終了日：平成26年7月22日(火)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス)を明記の上、書面又は電子メールにてご提出くださるようお願いいたします。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成9年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。